

迷惑行為により診療をお断りする場合があります。

当院では、次のような迷惑行為があった場合、診療をお断りする場合があります。

職員の安全を守り、診療を円滑に行うため、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 他の患者さんや職員にセクシャルハラスメントや暴力行為があった場合、もしくはその恐れが強い場合
2. 大声、暴言または脅迫的な言動により、ほかの患者さんに迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院業務を妨げた場合
4. 建物設備などを故意に破損した場合
5. 危険な物品を院内に持ち込んだ場合

◆ 被害を受ける恐れがある場合や実際に被害にあったと判断した場合は、警察に通報します。



病 院 長